

認定事例

(災害補償課)

民間人が隣家火災の応急消火活動中に心臓疾患を発症した事案(補償の対象)

1 災害を受けた者

A県B市 民間人(男性) 69歳

2 職業

無職

3 災害発生日

平成19年2月11日(日)

4 傷病名

心室細動(死亡)

5 災害発生状況

発症当日、本人は7時に起床し、10時に地元老人会の新年会に参加するため、自宅を出発し、近くの集合場所からバスに乗り市内保養施設に行き食事会に参加する。

15時30分に食事会場からバスで帰宅し同16時から1時間の昼寝をする。

18時に夕食をとり、その後は居間でテレビをみる。

20時30分、風呂に入るため台所に移動し、タバコを一服するため火を点けたところ、近所の住民が玄関のチャイムを鳴らして火事の発生を知らせ、助けを求めてきた。

火災を覚知した本人は、自宅離れの小屋から消火器2本(1本6kg)を持ち出し、息子と消火器を1本ずつ持ち、火災現場宅へ急行した。

玄関から建物内部へ進入し消火器による消火活動を行い、しばらくして屋外へ避難するが、消火活動を続けていた息子が屋外に避難してきた際、「まだ消えていない。」と聞くと、再び消火器を持って建物内に進入しよう玄関

の戸を開けたところ、熱風と煙が勢いよく噴出してきた。

本人は、その場で倒れこみ、近くにいた妻に抱きかかえられる。

息子が人工呼吸を行い、現場到着した消防隊員が処置を引き継ぐ。心肺停止状態であったためCPRを実施、高濃度酸素を投与する。

救急隊が到着し、CPRを引き継ぎ、救急車で医療機関へ搬送。

22時25分死亡。

【説明】

本件は、民間人が応急消火の活動中に心臓疾患を発症した事案であるが、消火活動における負荷状況(身体的・精神的ストレス)などを踏まえ、消火活動が相対的に発症の有力原因であったか否か(相当因果関係の有無)を判断することとなります。

本人の活動中の状況(行動内容・現場状況)ですが、その内容は、本人は、夕食後自宅で火災を覚知し、消火活動を行うため自宅離れの小屋から消火器2本(1本6kg)を持ち出し、息子と消火器を1本ずつ持ち、火災現場宅へ急行、玄関から建物内部へ進入し初期消火を行い、しばらくして屋外へ避難するが、再び消火器を持って玄関から建物内に進入しようとしたところ、熱風と煙が勢いよく噴出してきて、その場で倒れたものですが、当時の建物内部の状況は、一緒に進入した息子の現認によると「台所、廊下とも腰高位まで煙が充満し、台所レンジ付

近が炎で明るかったこと。また息苦しく居続けることができない状態であった。」とのことであり、本件の場合、自宅での安静状態から一転、火災現場という著しく危険かつ異常な状況下に急激に移行しており、また、消火活動中の建物内部状況（煙の充満、火災の発生、息苦しさ）及び玄関戸を開け再進入の際に熱風と煙の噴出を受けていることなどを勘案すると、相当に強度な精神的ストレス（緊張、興奮、驚愕等）が発生していたものと考えられます。

本件の心臓疾患（心室細動）の発症機序及び消火活動との関連性について、医学的所見を求めたところ、本件の場合、胸痛などの前駆症状がなく、現場で倒れてから、一度も意識を回復しないまま死亡している状況からみて、心室性（致死性的）不整脈による心室細動を起こし、心

臓が痙攣状態となり、血液が循環しなくなったことから死亡に至ったものと考えられ、また発症と消火活動との関連については、火災建物内という異常な環境（火炎、煙の発生、緊急性）での緊張、興奮、驚愕等による強度の精神的ストレスなどが過重な負荷となり、致死性不整脈に至らせたものと考えられ、消火活動が発症の主原因であるとしています。

以上から本件の発症については、活動環境における異常状況（煙、熱風、消火に当たったの焦り）での精神的ストレス（緊張、興奮など）が有力原因となり致死的不整脈・心室細動（死亡）に至ったものであり、本人の消火活動と発症との間に相当因果関係が認められることから、消防法第36条の3第1項の損害補償の対象になるものと判断されました。